

## 環境美化の日（町内一斉清掃）について

河津町きれいな町づくり条例に基づき、「環境美化の日」として町内一斉清掃を下記により実施しますので、町民の皆様方のご参加をお願い致します。

### 記

1. 実施日 **令和5年5月28日（日）**  
午前8時～11時頃まで（各地区で必要に応じて調整）  
◎小雨決行  
※大雨等で作業が困難な場合は、翌週**6月4日（日）**に延期します。
2. 参加者 町内全域 **各戸1名以上**の参加をお願い致します。
3. 実施内容 各地区、区長の指示により地域の清掃を行ってください。  
◎収集したごみは「ごみの出し方便利帳」等、町で定めた分別方法に従って仕分け、エコクリーンセンター東河に持ち込んでください。
4. 注意事項 家庭のごみ等は一緒に出さないでください。  
また、刈った草木等は海や川へ投棄しないでください。

「みんなの手で、町を美しく」



河津町役場 町民生活課  
担当：窓口係 0558-34-1932